

オーストラリア・ビクトリア州政府と 都市開発及び日本企業の投資誘導に関する協力覚書を交換

令和 6 年 3 月 13 日（水）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR 都市機構」）は、オーストラリア連邦ビクトリア州政府（以下「州政府」）と、ビクトリア州における都市開発（以下「当都市開発」）の推進と日本企業の投資誘導について協力・連携することについて、覚書を交換しました。

本覚書に基づく連携を通じて、当都市開発を推進することで、州政府の政策実現と日本企業の参画機会創出を図って参ります。



覚書署名時の様子

（左から UR 都市機構：中島理事長、州政府：東京事務所 アダム・カニン駐日代表）

1. 交換日： 令和 6 年 3 月 13 日（水）
2. 署名者： ビクトリア州政府東京事務所 駐日代表 Adam Cunneen（アダム・カニン）
UR 都市機構 理事長 中島 正弘
3. 協力内容：
 - 州政府が推進する都市開発に関する技術的支援
 - ビクトリア州への日本企業の参画機会創出に向けた連携

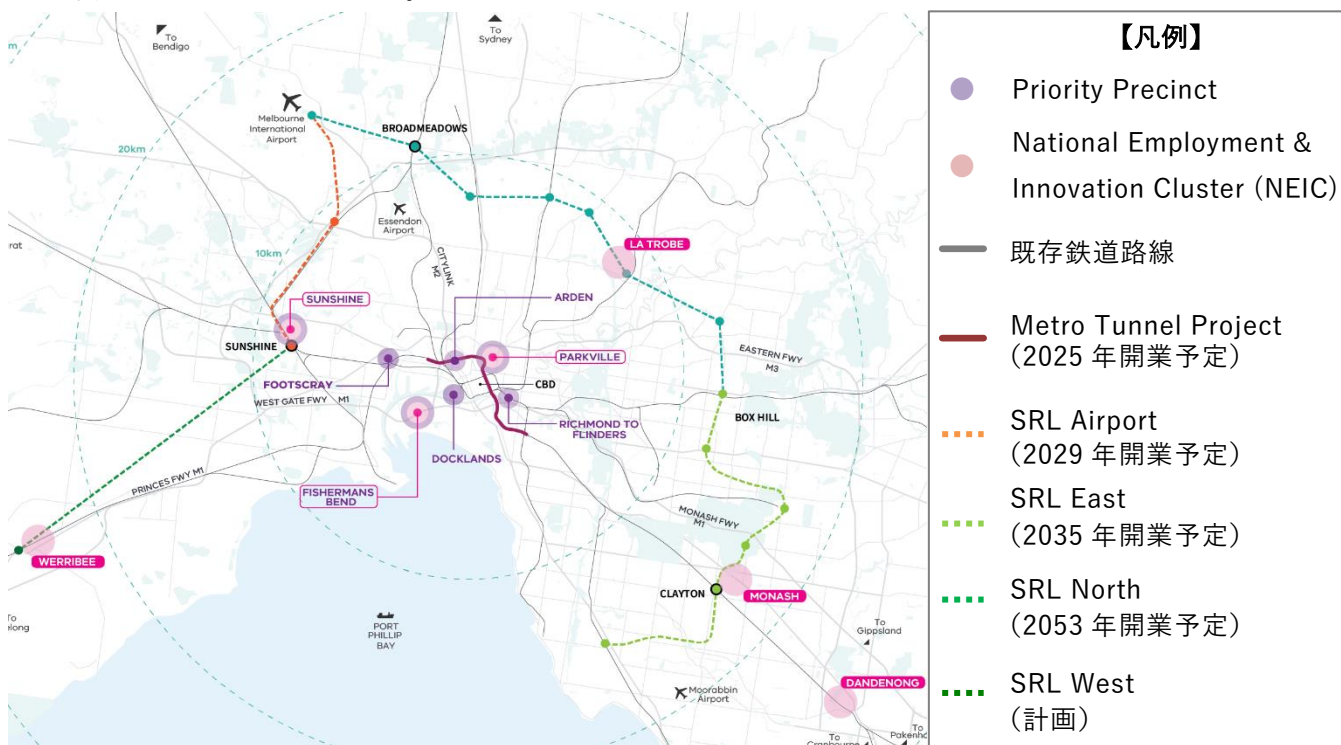
■覚書交換の背景

ビクトリア州は、オーストラリアで最も活気のある経済を誇り^{※1}、世界で最も住みやすい都市の一つとしてランク付けされています^{※2}。また、人口は現在も増加傾向にあり、州都であるメルボルンは2051年には約8百万人となる見込みです（2015年比1.75倍）^{※3}。メルボルン都市圏では公共交通を充実させるため、メトロトンネルやSRLと呼ばれる環状鉄道網整備計画などが進められています。

州政府は、持続可能で生産性の高い住みやすい都市を構築するため、コンパクトな都市を目指し、公共交通網（鉄道網）の整備及び駅周辺の都市開発や産業誘致を推進しています^{※3}。

その中で、州政府が、日本のTOD^{※4}開発においてUR都市機構の果たす役割や日本企業とのネットワークに高い関心を示したことから、両社で意見交換を複数回行い、関係を深めてきました。

今般、当都市開発の推進及び日本企業の投資誘導に向けて、相互協力することに合意し、覚書を交換することとなりました。



出典：州政府より提供。

※1 参考文献：The Commonwealth Securities 「State of the States」

※2 参考文献：The Economist Intelligence Unit 「2023 Global Liveability Index」

※3 参考文献：州政府 「Plan Melbourne 2017-2050」

※4 TOD とは、Transit Oriented Development の略語。日本語では公共交通指向型開発という。鉄道などの公共交通の利用促進を図り、鉄道駅を中心とした利便性を高める都市開発をいう。

■UR都市機構の海外展開支援業務について

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律）が平成30年8月31日に施行されました。

これに伴いUR都市機構は、海外の都市開発等において、都市マスタープランの策定支援や技術支援、海外パートナーと日本企業との調整等を通じて日本企業が参入しやすい環境の整備を進めています。

【報道機関お問い合わせ先】

UR都市機構 本社 海外展開支援部 豪州課 藤田・早田（電話）045-650-0465
総務部 広報室 広報課 古檜山・大西（電話）045-650-0887

UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR都市機構は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

